

河川維持管理計画

<尻別川>

令和5年9月

北海道開発局
小樽開発建設部

目 次

1. はじめに	1
2. 河川の概要	1
2-1 河川の諸元	1
2-2 洪水等の概要	8
3. 河川の維持管理上留意すべき事項	10
4. 河川の区間区分	12
5. 河川維持管理目標	13
5-1 河道流下断面の確保	13
(1) 堆積土砂の掘削	13
(2) 樹木伐開	13
(3) 堤防の高さ・形状の維持	13
5-2 施設の機能維持	13
(1) 各河川管理施設の機能維持	13
(2) 水文観測施設の補修	13
(3) 防災情報通信施設の補修	13
5-3 緊急時の対策	14
5-4 維持修繕計画 河川管理施設の機能維持	14
5-5 河川区域の適正な利用	14
5-6 河川環境の整備と保全	15
6. 河川の状態把握	15
6-1 基本データの収集	15
(1) 縦横断測量	15
(2) 平面測量（空中写真測量）	15
(3) 洪水痕跡調査	16
(4) 河床材料調査	16
(5) 河道内樹木調査	17
(6) 水位観測	17
(7) 降水量観測	18
(8) 高水流量観測	18

(9) 低水流量観測	19
(10) 水質観測	20
6-2 堤防点検のための環境整備	22
(1) 堤防除草	22
(2) 除草後の集草・除去	22
6-3 河川巡視	22
(1) 平常時の河川巡視	22
(2) 異常時の巡視	24
(3) 目的別巡視	24
(4) 出水時の河川巡視（出水時巡視）	25
6-4 点検	25
(1) 出水期前・台風期点検	25
(2) 出水中・出水後点検	25
(3) 地震後点検	26
(4) 機械設備及び電気通信設備を伴う河川管理施設の点検	27
(5) 許可工作物の点検	28
(6) 水文観測施設の点検	28
(7) 河川利用施設の点検	29
6-5 河川カルテ	29
6-6 河川の状態把握の分析、評価	30
7. 具体的な維持管理対策	31
(1) 天端補修	31
(2) 樹木伐開	31
(3) 法面補修	32
(4) 護岸補修	32
(5) 河川管理施設補修	33
(6) 障害物除去・塵芥処理	33
(7) 堆積土砂掘削	33
(8) 堤内排水の補修	34
(9) 階段の補修	34
(10) 境界杭の設置	34
(11) 防護柵の補修・設置	35
(12) 標識等の補修・設置	35
(13) 防災対策施設の管理	35
(14) 河川管理施設の管理	36
(15) 許可工作物の補修	36

8. 地域連携等.....	37
(1) NPO・河川協力団体等との連携・協働.....	37
(2) 町村等との連携・調整.....	38
9. 河川に係わる情報収集.....	38
10. 水防等の対策.....	39
(1) 河川情報の提供.....	39
(2) 危機管理体制.....	39
(3) 樋門、樋管の操作.....	40
11. 効率化・改善に向けた取り組み.....	41
(1) サイクル型維持管理.....	41
(2) 施設の老朽化に備えた長寿命化計画.....	42
(3) 河川管理の高度化・効率化.....	42
(4) カーボンニュートラルの取組.....	42
別紙1(直轄河川：樋門(管)一覧表).....	43
別紙2(直轄河川：横引ゲート一覧表).....	46
別紙3(直轄河川：許可工作物一覧表).....	48

1. はじめに

本計画は、尻別川水系河川整備計画（国管理区間）に沿って、概ね5年間を計画対象期間として、河川維持管理を適切に実施するために必要となる具体的内容を定めたものである。

また、本計画は、河川、河川管理施設等の状況の変化、河川維持管理の実績、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うものとする。

2. 河川の概要

2-1 河川の諸元

尻別川^{しりべつがわ}は、その源をフレ岳（標高1,046m）西方に発し、オロウエンシリベツ川、喜茂別川^{きもべつがわ}等の支川を合流後、羊蹄山^{ようていざん}（標高1,898m）の東側から北西に流れを転じ倶知安町^{くつちあんちょう}を經由し山麓を迂回しながら真狩川^{まっかりがわ}、昆布川^{こんぶがわ}等の支川を合流して狭窄部を流下した後、田園地帯を流れ、逆川^{さかさがわ}、目名川^{めながわ}等の支川を併せ蘭越町^{らんこしちょう}磯谷^{いそや}で日本海に注ぐ、幹川流路延長126km（全国33位）、流域面積1,640km²（全国42位）の一級河川である。

尻別川の河床勾配は、源流部から喜茂別付近までの上流部では約1/60以上の急勾配となっており、その河道は、山岳溪流の様相を呈している。

畑作地帯が広がる喜茂別付近から蘭越付近までの中流部では約1/130～1/250程度となっており、河道は蛇行し、瀬と淵が形成されている。

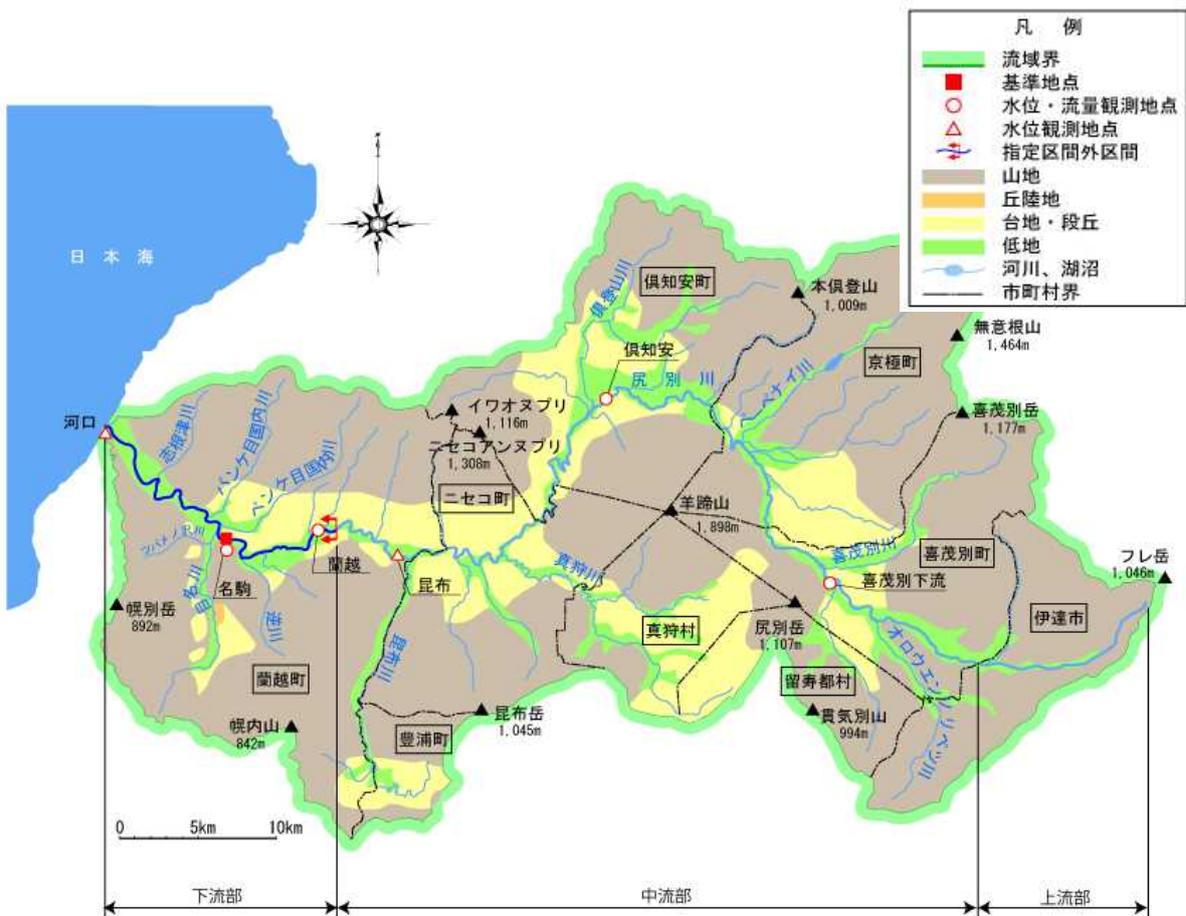
一方、管内最大の水田地帯となっている蘭越付近から河口までの下流部では、河床勾配が約1/500～1/5,000程度となっており、目名川合流点付近までは瀬と淵が形成されているが、その下流は緩やかになり河床も細かい砂で覆われて、平野部を大きく蛇行しながらゆったりと流下している。

「北海道の地名注1」^{しりべつ}によれば、尻別という名は、アイヌ語の「シリ・ペツ」（山の・川）に由来しているとも言われている。

注1)「北海道の地名」：山田秀三著

尻別川が流れる地域は、北海道西部地域に位置し、東側は石狩低地帯、西側は黒松内低地帯で挟まれた丘陵地形の山岳地帯である。尻別川流域は、流域の中央部に羊蹄山がそびえ、その象徴となっている。羊蹄山の周囲の山々は、尻別川を挟んで標高1,000~1,500mの山地を形成し、北西方、北東方、南方の3つに大別される。羊蹄山の北西方ではニセコアンヌプリ(標高1,308m)を筆頭に、標高1,200m前後のニセコ火山群が東西方向に火山列を形成している。一方、北東方の山々は、無意根山(標高1,464m)を筆頭に、喜茂別岳(標高1,177m)や本倶登山(標高1,009m)が比較的なだらかな山稜を形成しながら連なっている。南方の山々は、羊蹄山も含め、尻別岳(標高1,107m)、昆布岳(標高1,045m)など独立峰を形成するものが多い。

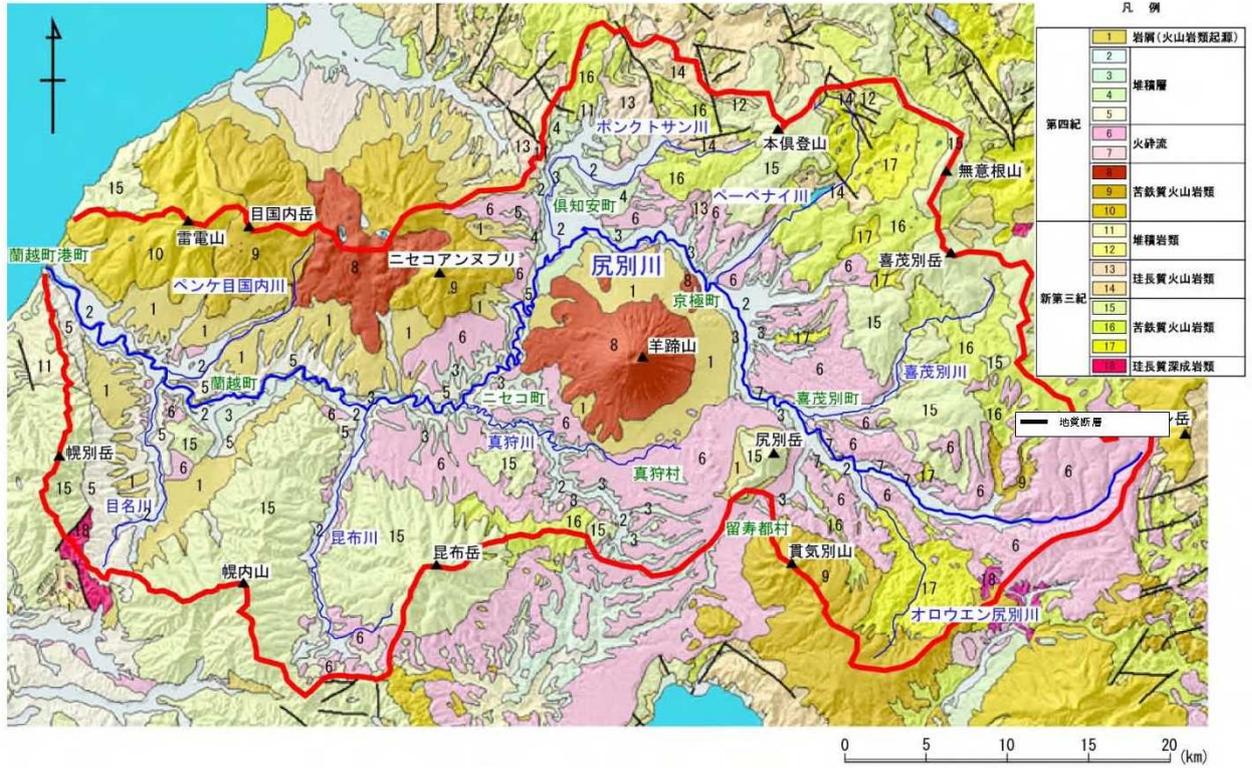
尻別川の上流部から中流部では主にゆるい凹凸をもった台地状の地形や段丘地形を有しており、倶知安町からニセコ町にかけては尻別川の侵食によって形成された河谷地形が認められ、河川の蛇行が著しい。下流部では地形が開け、幅の広い谷底平野や段丘地形が広がる。



※出典：「土地分類図」国土庁土地局より作成

流域地形図

流域の地質は、山岳部では第四紀火山砕屑岩類で占められており、丘陵部、平地部では第4紀更新世の真狩別層が広く分布している。さらに河川の沿岸には沖積層が発達し、現河床堆積物、河成段丘堆積物等が分布している。



※出典：「北海道地質図」独立行政法人 産業技術総合研究所発行 より作成

地質図

尻別川流域の気候は、日本海側気候区に属し、平均年間降水量は、約1,500mmである。また、降雪量は全道平均の2倍以上の約1,150cmであり、北海道内でも有数の豪雪地帯である。

流域は、東西に細長い羽状形を呈し、1市6町2村からなる。流域の土地利用は、水田、畑などの農地が約13%、宅地などの市街地が約1%、その他山林等が約86%となっている。

明治初頭に開拓が始まって以来、現在までに治水整備や農地開発が進み、尻別川下流の低平地には後志管内最大の水田地帯が形成されるなど、北海道有数の農業地帯として発展してきた。主な農産物としては水稲、馬鈴薯、アスパラガス等が挙げられる。

また、羊蹄山を背景とした豊かな自然とすぐれた自然景観を有し、支笏洞爺国立公園とニセコ積丹小樽海岸国定公園の一部に指定されていること等から、保全すべき自然環境に恵まれている。これらにより、北海道でも有数のリゾート地帯となっており、近年では日本国内はもとより外国からのスキー客も訪れている。

流域内には、JR函館本線、国道5号、229号、230号、276号、393号等が有り、札幌、小樽と道南地域を結ぶ物流輸送や旅客輸送に大きな役割を果たしている。

北海道でも有数の蛇行河川である尻別川の河畔は、縦断的に連続した樹木群がみられ、多様な動植物の生息・生育・繁殖の場となっている。また、尻別川は国内最大の淡水魚であるイトウとアユが共に生息する貴重な河川であり、サケ、サクラマス等が遡上・産卵する豊かな自然環境を有している。京極町の「ふきだし公園」では、豊かな湧水が昭和60年に環境庁（当時）から「名水百選」に選ばれている。

道内でも有数の豪雪地帯である尻別川流域は、年間降水量が多く、羊蹄山をはじめ、ニセコ山系など流域を囲む山岳部に蓄積された地下水が各所に湧出している。尻別川の流況は、4月から5月にかけての融雪期に流量が豊富であり、8月から9月にかけて出水により流量が増加するが、降雪期である11月から翌年3月までは流量が少なく変動は小さい。

名駒地点では、1/10 渇水流量注)を流域面100km²あたりの流量で見ると、1.65m³/s(平成13年～平成令和2年)となっており、道内主要河川と比較すると流量が多い状況にある。

尻別川流域の利水は、かんがい用水、発電用水、工業用水、水道用水、その他雑用水などにより年最大で418.3950m³/sの河川水が利用されている。

かんがい用水は、開拓農民による利用に始まり、現在は約4,744.46haに及ぶ農地に利用されている。発電用水は、8ヶ所の発電所により総最大出力約811,859kWの発電が行われているほか、北海道最初の純揚水式発電所である京極発電所は3号機を建設中である。

注) 1/10 渇水流量とは、既往の水文資料から抽出した10カ年の第1位相当の渇水流量であって、20年間の場合は下から2位、又は10年間の場合は最小のもの

尻別川水系においては、昭和 47 年 4 月 1 日に水質環境基準の類型指定がされ、小樽開発建設部が管理している区間（直轄管理区間）はB類型となった。

平成21年9月4日に水質環境基準の類型指定が見直しされ、小樽開発建設部が管理している区間（直轄管理区間）はA類型となり、見直し前と同様に、環境基準の達成状況を監視する水質調査を環境基準点の名駒と一般基準点の初田橋の2地点で毎年行っている。

また、平成 21 年 9 月 4 日付で道内河川では初めて水生生物の生息状況の適応性に係る水質環境基準の類型指定が行われ、尻別川水系は全域で河川生物 A となっている。国土交通省が行う全国の一級河川水系 159 河川の水質調査（生物化学的酸素要求量 BOD 等）で、尻別川が平成 11 年から令和 3 年の間に計 20 回、「水質が最も良好な河川」評価されている。

水域名	利用目的の 適応性		水生生物の生息 状況の適応性		水質観測 地点名	備 考
	該当 類型	達成 期間	該当 類型	達成 期間		
尻別川上流 (喜茂別川合流点から上 流(喜茂別川を含む))	AA	イ	河川生物 A	イ	相川橋 (喜茂別)	[利用目的の適応性] S47. 4. 1指定 道告示第1093号 H21. 9. 4改正 道告示第617号 [水生生物の生息状 況 の適応性] H21. 9. 4指定 道告示第618号
尻別川中流 (喜茂別川合流点からペ ーペナイ川合流点まで (ペーペナイ川を含む))	A	イ	河川生物 A	イ	目名橋	
尻別川下流(1) (目名川の全域)	A	イ	河川生物 A	イ	名駒捕獲場	
尻別川下流(2) (ペーペナイ川合流点か ら下流)	A	イ	河川生物 A	イ	名駒 (名駒水位 観測所)	
尻別川下流(3) (真狩川の全域)	A	イ	河川生物 A	イ	真狩橋	

水質保全には啓発や流域の河川愛護ボランティアなどによる尻別川クリーン作戦などの活動も一翼を担っている。

内水面漁業ではカワヤツメを対象魚とし、河口から初田橋（河口から 2.2 km）までの間で内水面協同漁業権が設定され、寿都町漁業協同組合がカワヤツメ漁を行っている。カワヤツメは昭和 60 年代前半の約 50 t 弱をピークに減少し、平成 20 年の漁獲量は 1.0 t 未満であり、令和 3 年の漁獲量は 0.01 t となっている。アユは天然親魚の保護、人工ふ化放流が行われてきたが、昭和 50 年代後半から平成 21 年までは琵琶湖産や宮城産稚アユの移植放流をし、現在では遊魚を主体としている。また、サケ・サクラマス増殖のための親魚捕獲は、古くは目名川・昆布川で行われ、資源保護水面に指定されている目名

川下流でウライを用いて捕獲、サケは民間ふ化場などでふ化、翌年春季に放流され、サクラマスは目名川上流にある「国立研究開発法人水産研究・教育機構 北海道資源研究所」でふ化した稚魚及び幼魚を春季及び秋季に放流している。

水面利用としてカヌーやラフティング、釣りなどのアウトドアスポーツや体験学習が盛んに行われ、道内外から多くの観光客が訪れ、清流尻別川の豊かな自然を満喫している。

尻別川流域 7 町村では平成 18 年に人と川の共生を目指して「河川環境の保全に関する条例」(尻別川統一条例)を制定し水質保全や森づくり、景観保全等に取り組んでいる。また平成 23 年にはイトウなどの希少生物への保護について配慮することとする「生物多様性の保全」の条文を尻別川流域 7 町村で追加している。

2-2 洪水等の概要

尻別川流域では洪水被害が頻発していたことから、捷水路事業と併せて、築堤・護岸などの治水事業が行われてきたが、その後も、相次ぐ洪水被害が発生している。昭和37年8月洪水では直轄区間の全域にわたり洪水氾濫による被害が発生した。また、昭和50年8月洪水では河岸決壊や溢水氾濫などの被害が発生した。さらに、昭和56年8月洪水では外水氾濫は一部のみで築堤の進捗効果が顕著にみられたものの、内水氾濫が広範囲に及んだ。近年では平成11年に内水氾濫による被害、平成23年には内水氾濫が発生している。

尻別川の主な既往洪水被害の概要

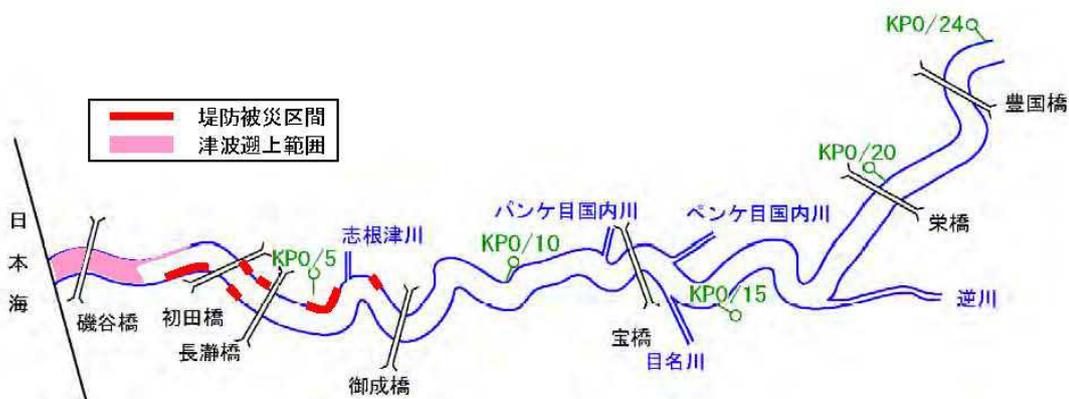
洪水発生年月	気象原因	地点雨量	観測流量 (m ³ /s)	被害等
明治42年4月	融雪	—	小南部 ^{注2)} 1,141	倶知安市街大はん濫
昭和36年7月	低気圧	喜茂別 178mm/2日 倶知安 196mm/2日 蘭越 221mm/2日	名駒 1,247	被害家屋 1,963戸 ^{注1)} 田畑流出浸水 7,051ha ^{注1)}
昭和37年8月	台風	喜茂別 216mm/2日 倶知安 277mm/2日 蘭越 245mm/2日	名駒 1,366	被害家屋 1,969戸 ^{注1)} 田畑流出浸水13,850ha ^{注1)}
昭和50年8月下旬	台風	喜茂別 211mm/2日 倶知安 148mm/2日 真狩 238mm/2日	名駒 1,493	被害家屋 408戸 ^{注1)} 田畑流出浸水 3,508ha ^{注1)}
昭和56年8月下旬	台風	喜茂別 172mm/2日 倶知安 162mm/2日 蘭越 154mm/2日	名駒 1,464	被害家屋 318戸 ^{注1)} 田畑流出浸水 3,572ha ^{注1)}
平成11年8月	低気圧	喜茂別 120mm/2日 倶知安 101mm/2日 蘭越 98mm/2日	名駒 1,385	被害家屋 8戸 ^{注1)} はん濫面積 315ha ^{注1)}
平成23年9月	前線	喜茂別 117mm/2日 倶知安 76mm/2日 蘭越 98mm/2日	名駒 1,046	被害家屋 6戸 ^{注1)}

注1) 「災害記録」北海道、注2) 現在の豊国橋（河口から22.8km）付近

平成5年7月に発生した北海道南西沖地震では、津波、液状化により北海道南西部に甚大な被害をもたらした。尻別川の堤防の被害は、堤防の縦断亀裂・横断亀裂、すべり崩壊、堤防天端の沈下、護岸の被害は、法覆工背面の空洞、法覆ブロックの段差・すべり等、樋門の被害は、水路法覆工、樋門の継ぎ手部の開口等、多大な被害を受けたが、迅速な災害復旧を行った。

河川管理施設の被災状況

堤防	被災延長	2,335m
	被災状況	堤防の縦断亀裂・横断亀裂、すべり崩壊、堤防天端の沈下
護岸	被災延長	530m
	被災状況	法覆工背面の空洞、法覆ブロックの段差・すべり
樋門	被災箇所	1カ所
	被災状況	水路法覆工、樋門の継ぎ手部の開口



3. 河川の維持管理上留意すべき事項

・河川管理

尻別川の下流部は低平地を蛇行しながら日本海に注ぐ河川であり、大正期より捷水路工事をはじめとした河川改修を実施してきたが、未だ整備途上である。流域に甚大な被害をもたらした戦後最大規模の洪水である昭和50年8月下旬降雨により発生した洪水流量に対して、特に豊国橋付近では安全に流下するための河道断面が不足している区間がある。

また、尻別川は北海道でも有数の蛇行河川であることから、河岸が堤防に近接している箇所では、洪水による河岸侵食・洗掘により堤防の安全性が損なわれる恐れがある。

河川堤防は、洪水等の経験を踏まえ、長い歴史を経て形成されてきたものであり、その多くは河道の掘削土等を主体とする現地発生材によって築造されているため、内部構造は、土質の多様さに加え、工学的にみても極めて複雑で不明確な部分が多い。

日本海に注ぐ尻別川の河口は、偏西風に起因する高波が海域から河口に向けて押し寄せるため、尻別川は秋から冬にかけて河口の砂州が次第に発達し、春先の融雪出水前には開口幅が最も狭くなる。その結果、流下断面不足により河川水位が上昇する恐れがある。また、尻別川河口部が漁港として利用されているため一定の水深を維持しなければならない。

河道内樹木は、多様な動植物の生息環境、良好な景観形成等、多様な機能を有しているが、樹木の繁茂による流下断面の阻害や流木の発生要因となることから適切に管理する必要がある。

河川監理施設については、設置後30年以上経過した施設も多く、施設の状態を確実に把握し、適切に維持管理する必要がある。

・河川景観

河川敷地内には、樋門や橋梁などの構造物が数多くあり、河川景観を形成する構成要素となっている。今後は、地域の総合的景観形成を図る上でも、橋梁などの許可工作物や樋門などの河川管理施設の設置や改築などの河川整備の実施にあたっては、「北海道景観条例」や「河川環境の保全に関する条例」(通称 尻別川統一条例)、その他の関係法令等に基づき公共施設管理者と十分協議した上で、尻別川らしい河川景観の保全と形成に努める必要がある。

・河川空間の利用

尻別川の直轄河川管理区間の高水敷は、下流部では豊国橋上下流で河川環境整備事業による基盤整備と、蘭越町による尻別川河川公園パークゴルフ場、ランラン公園、山村広場の整備が行われ多くの人に利用されているため、利用者の安全面に留意し管理する必要がある。



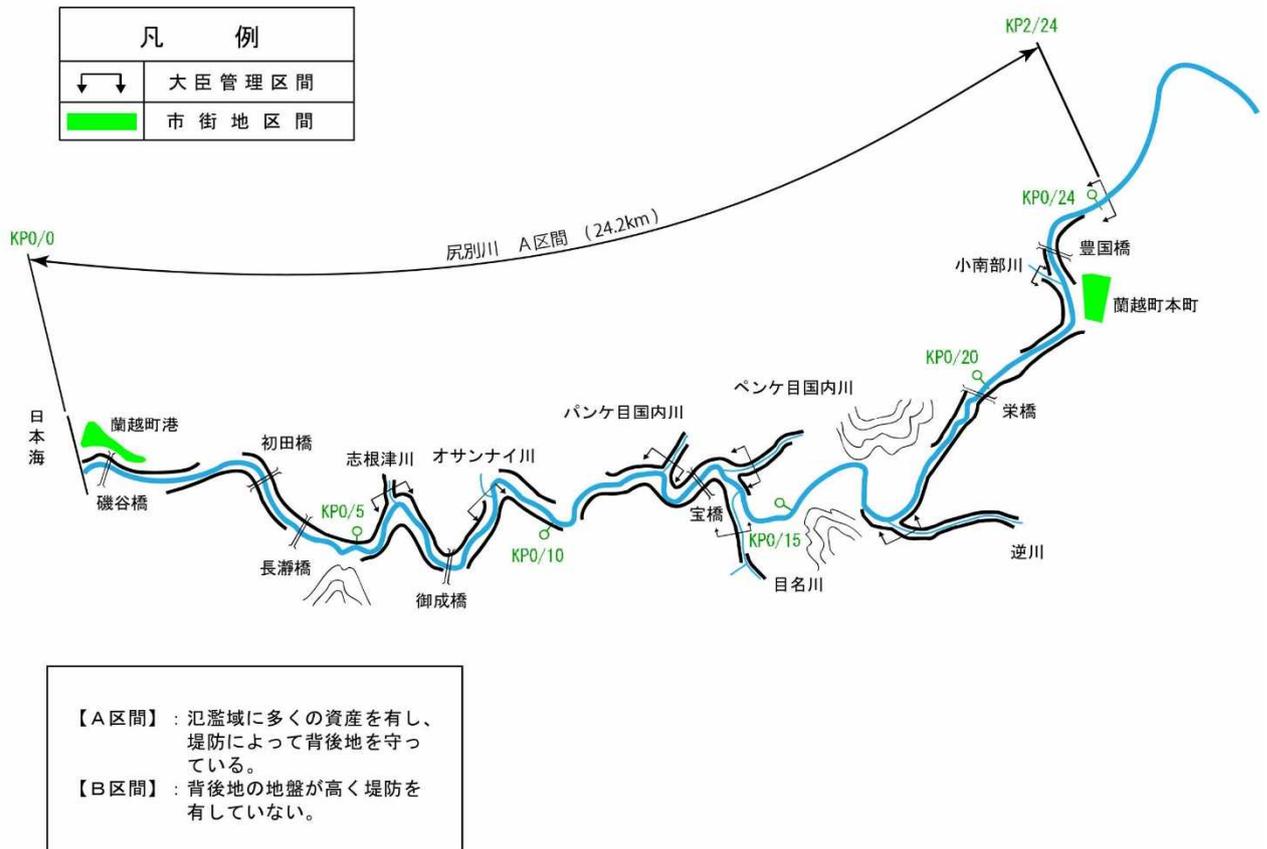
4. 河川の区間区分

尻別川の直轄河川管理区間（河口から24.2km）は、氾濫区域に多くの資産を有し、堤防によって背後地が守られているため、全管理区間を維持管理上特に重要な区間（A区間）とする。

河川管理区間区分

河川名	延長	A区間	B区間
尻別川	24.2km	KP0～KP24.2 L=24.2km	

河川の区間区分



5. 河川維持管理目標

5-1 河道流下断面の確保

(1) 堆積土砂の掘削

河道の流下能力（治水安全度）の維持の為、河川整備計画の目標流量を満足している区間については、河川整備計画の目標流量を維持するよう、また、河川整備計画の目標流量を満足していない区間については、河川整備と整合を図りながら掘削により現況の流下能力（河川整備計画作成年時点）の確保に努める。なお、河口部については、モニタリングを継続し、必要に応じて対策を講じる。

(2) 樹木伐開

河道の流下能力（治水安全度）の維持の為、河川整備計画の目標流量を満足している区間においては、河川整備計画の目標流量を維持するよう、河川整備計画の目標流量を満足していない区間については、河川整備と整合を図りながら樹木の伐開により現況の流下能力（河川整備計画作成年時）の確保に努める。また、樹木の伐開により河川管理施設の保護、河川巡視の支障解消、流量等観測精度の確保に努める。

(3) 堤防の高さ・形状の維持

河道の流下能力（治水安全度）の維持の為、定期縦横断測量を実施し堤防の高さ、形状の確認を行い、河川整備計画の目標流量を満足している区間については、河川整備計画の目標流量を維持、河川整備計画の目標流量を満足していない区間については、現況の流下能力（河川整備計画作成年時点）の確保を基本とし、河川整備と整合を図りながら堤防の高さ・形状維持に努める。

5-2 施設の機能維持

(1) 各河川管理施設の機能維持

各々の施設が維持すべき機能が低下する恐れがある変状等が見られた場合には、モニタリングを継続し、形状の状態から施設の機能の維持に支障をもたらすと判断した場合には、必要な対策を実施するなど機能の維持に努める。

(2) 水文観測施設の補修

確実な観測、観測精度の確保のため施設の機能維持に努める。

(3) 防災情報通信施設の補修

信頼性が確保されていないと判断された場合は、確実な防災情報通信が行えるよう必要な対策の実施に努める。

5-3 緊急時の対策

出水時の対策や水質事故などへの対策を万全とするため、水防及び水質事故資機材の整備に努める。資機材等については定期的に点検を行い、保管状況を把握するとともに、不足の資機材は補充に努める。



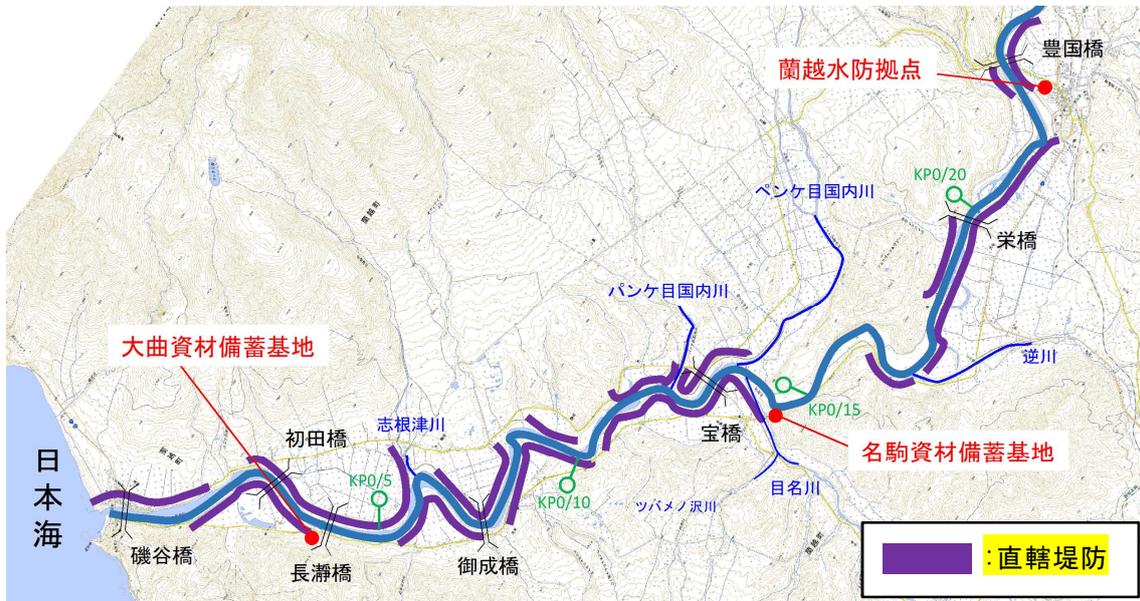
大曲資材備蓄基地



名駒資材備蓄基地



蘭越水防拠点



水防拠点位置

5-4 維持修繕計画 河川管理施設の機能維持

修繕が必要な老朽施設の補修等を行い、河川管理施設としての機能維持に努める。

5-5 河川区域の適正な利用

河川敷地の不法占用や不法行為については、平常時の河川巡視により状況把握を行い、不法行為を発見した場合は、原因者の指導、是正措置に努める。

5-6 河川環境の整備と保全

河川環境の整備と保全に関しては、河川は多様な動植物の生息・生育・繁殖の場になっており、蘭越町や地域住民等との共通認識のもと秩序ある利用に努め河川環境の保全を図る。

6. 河川の状態把握

6-1 基本データの収集

(1) 縦横断測量

ア 実施の基本的な考え方

洪水による災害の派生の防止、利水の安全度確保のための流量確保、河川の適切な利用の推進のため適切な許認可の実施、河川環境の整備と保全のための生物の生息環境の維持、流量の正常な機能の維持、河川景観の保全を図るため、縦横断測量を実施し、河道、堤防の形状を把握する。また、河川管理効率化の基礎資料取得等のため、航空レーザー測深（ALB：Airborne Laser Bathymetry）により陸部及び水部の河道内地形を点群データとして連続的に計測し、三次元河川管内図を整備するとともに、縦横断測量にも活用する。

イ 実施の場所、回数、密度

尻別川管理区間全川において、概ね5年に1回程度実施する。

縦横断測量は、直轄管理区間内に設置した各距離標断面（200m間隔）及び橋梁等の横断工作物地点において実施する。なお、大規模出水（氾濫危険水位を目安）が発生した場合は、必要に応じて実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

実施区間は、河道と一連で堤防及び堤内地等の測量を実施し、過去の断面との重ね合わせや流下能力の評価等を実施するとともに、みお筋の変化などを把握する。なお、大規模出水後の測量実施区間は、洪水痕跡や水位情報により判断する。

(2) 平面測量（空中写真測量）

ア 実施の基本的な考え方

河床（みお筋、平面形状）の変動状況の把握、護岸等の施設管理の基礎資料、河道内の樹木等の変化とあわせて流下能力の評価等を行うため、平面測量を実施する。なお、図化及びモザイク写真についても適宜実施する。

大規模出水（氾濫危険水位を目安）が発生した場合は、必要に応じて実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

尻別川管理区間全川において、概ね5年に1回程度実施する。また、図化及びモザイク写真は概ね10年に1回程度実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

過去の平面測量結果との重ね合わせにより、みお筋、平面形状、河道内の樹木等の変化などを把握する。また、部分的にはUAVやAIなどの活用も検討する。

(3) 洪水痕跡調査

ア 実施の基本的な考え方

河道計画作成、基本高水設定及び内水対策作成の基礎データ収集のため、洪水痕跡調査を実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

尻別川管理区間全川の堤内外において、大規模出水（氾濫注意水位を目安）直後に実施する。また、樋門管の洪水痕跡計の調査も併せて実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

洪水直後に実施するが、洪水痕跡が消失する可能性がある場合は速やかに竹串等により明示する。

(4) 河床材料調査

ア 実施の基本的な考え方

河道計画作成及び護岸等の施設管理・施設設計の基本データ収集のため、河床材料調査を実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

尻別川管理区間全川において、縦横断測量時期と概ね合わせることを基本とし、概ね5年に1回程度実施する。

河床材料調査は、尻別川管理区間内に設置した各距離標断面（1km間隔）において実施する。なお、大規模出水（整備計画流量規模）が発生した場合は、必要に応じて実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

河床材料調査を実施した際には、既往調査結果との比較や縦横断測量結果による河道変化の状況を踏まえ、代表粒径の変化等を把握する。なお、大規模出水後の河床材料調査は採取時期を考慮する。

(5) 河道内樹木調査

ア 実施の基本的な考え方

河道内樹木は、流下能力の阻害、流木による横断工作物・樋門(管)吐口水路護岸の損傷、河川監視や流量観測時の支障等の原因となる恐れがあることから、樹木の繁茂状況(樹種、樹木群の高さ、枝下高さ、胸高直径、樹木密度等)の調査を実施し、樹木伐開の基礎データとする。

イ 実施の場所、回数、密度

樹木繁茂箇所において、航空写真や河道点検時に樹木分布や密度の概略調査を実施し、必要に応じて、樹木高や樹木径、外来種・在来種等の詳細調査を実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

河道内樹木調査を実施した際には、既往調査資料との比較を行い、樹木の生育状況を把握し、適切な樹木管理に努める。

(6) 水位観測

ア 実施の基本的な考え方

河川水位は、現況流下能力の把握をはじめ経年的にデータを蓄積することにより河川の流出特性把握、水文統計や河道計画等の基礎資料とするため観測する。また、リアルタイムデータは雨量データとともに洪水予測等の適切な洪水対応、渇水対応など基本的データとして活用する。

イ 実施の場所、回数、密度

水文観測業務規程、同細則及び河川砂防技術基準 調査編に基づき実施する。

氾濫危険水位を超過するおそれがある場合は、危険箇所における水位観測を実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

特になし。

エ 観測所一覧(水位観測所)

観測所名	所在地	管理区分	種別	河川名	水位計の種類
昆布	北海道磯谷郡蘭越町 昆布黄金下	指定区間	テレ・電子カー	尻別川	リードスイッチ式 水晶式
蘭越	北海道磯谷郡蘭越町 豊国	指定区間外	テレ・電子カー	尻別川	リードスイッチ式 水晶式

名駒	北海道磯谷郡蘭越町 淀川41番地	指定区間外	テレ・電子コガ-	尻別川	リードスイッチ式 水晶式
河口	北海道磯谷郡蘭越町 港64番地	指定区間外	テレ・電子コガ-	尻別川	リードスイッチ式 水晶式

(7) 降水量観測

ア 実施の基本的な考え方

流域内降水量は、出水時の降水量把握、洪水予測、洪水防御計画、渇水対策及び水文統計データ等を得るため管内の地上雨量観測所において観測する。

イ 実施の場所、回数、密度

水文観測業務規程、同細則及び河川砂防技術基準 調査編に基づき実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

特になし。

エ 観測所一覧（降水量観測）

観測所名	所在地	種別	河川名
田下	北海道磯谷郡蘭越町田下	テレ・電子コガ-	目名川
新富	北海道虻田郡豊浦町字新富	テレ・電子コガ-	昆布川
ニセコ	北海道磯谷郡蘭越町字昆布温泉湯の里	テレ・電子コガ-	ニセコアンバツ川
七線	北海道虻田郡倶知安町字大和	テレ・電子コガ-	ボンクツ川
真狩	北海道虻田郡真狩村光	テレ・電子コガ-	真狩川
清原	北海道伊達市大滝区清陵	テレ・電子コガ-	尻別川

(8) 高水流量観測

ア 実施の基本的な考え方

高水流量観測は、治水計画の立案や洪水予報等の河川管理の基本をなすものである。

流量観測により得られた水位流量変換式（H-Q式）により洪水時の流量を把握する。

イ 実施の場所、回数、密度

水文観測業務規程、同細則及び河川砂防技術基準 調査編に基づき実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

高水流量観測はH-Q式作成段階で水位区分（低水部から上の範囲でバランスよく最高水位部分まで）のデータを確保するため、遅滞なく適時に観測を行う。観測する際には、河川砂防技術基準の水深及び流速測定間隔に基づき観測を行う。

エ 観測所一覧（高水流量観測）

観測所名	所在地	測線数	管理区分	河川名
昆布	北海道磯谷郡蘭越町昆布黄金下	5	指定区間	尻別川
蘭越	北海道北海道磯谷郡蘭越町豊国	5	指定区間外	尻別川
名駒	北海道磯谷郡蘭越町淀川41番地	5	指定区間外	尻別川

(9) 低水流量観測

ア 実施の基本的な考え方

低水流量観測は、低水管理計画の立案や渇水対応のために必要な河川管理の基本をなすものである。

流量観測により得られた水位流量変換式（H-Q式）により渇水時の流量を把握する。

イ 実施の場所、回数、密度

観測する際には、水文観測業務規程、同細則及び河川砂防技術基準 調査編に基づき実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

低水流量観測はH-Q式作成のため下記地点で幅広く様々な水位において観測する。

エ 観測所一覧（低水流量観測）

観測所名	所在地	管理区分	河川名
昆布	北海道磯谷郡蘭越町昆布黄金下	指定区間	尻別川

蘭越	北海道磯谷郡蘭越町豊国	指定区間外	尻別川
名駒	北海道磯谷郡蘭越町淀川41番地	指定区間外	尻別川

(10)水質観測

ア 実施の基本的な考え方

水質観測は、河川水の適正な管理を行うため水中の化学的、生物化学的及び細菌学的性状について実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

水質観測は、流水の正常な機能の保持、環境基準の保持等公共用水域の管理上重要な地点において、水文観測業務規程、同細則及び河川砂防技術基準調査編に基づき実施する。観測回数は下表のとおり実施するほか、水質事故等の際に実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

観測は降雨などの影響が生じない時期に採水・採泥するように努める。

エ 観測所一覧（水質観測）

河川名	観測所名	環境基準		距離(km)	所在地	水質観測所		備考
		地点	類型			採水	底質	
尻別川	名駒	環境基準点	A	15.2	磯谷郡蘭越町淀川41	月1回	年2回	
	初田橋	一般地点	A	3.0	磯谷郡蘭越町初田	年4回	年11回	採水 5, 8, 11, 1月

6-2 堤防点検のための環境整備

(1) 堤防除草

ア 実施の基本的な考え方

堤防の変状等の外観点検を迅速かつ的確に行うこと、堤防の法面を防護する芝の被覆を維持すること等を目的に実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

実施場所は尻別川管理区間全川とする。

堤防法面の除草は1回／年を基本に実施する。また、イタドリの繁茂が見られ堤防の弱体化が危惧される箇所は数回刈を実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

イタドリ繁茂箇所は、モニタリングを継続する。



堤防除草

(2) 除草後の集草・除去

ア 実施の基本的な考え方

河川管理上あるいは廃棄物処理上の支障がなく刈草を存置できる場合を除き、刈草の飛散防止のため、集積(集草)・搬出を実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

実施場所は、全管理区間の市街地とする。また、堤内排水箇所については、必要に応じ水路内の刈草を除去する。

ウ 実施にあたっての留意点

刈草は、カーボンニュートラルの観点から、刈草バンクを活用しつつ、刈草を飼料や堆肥等として積極的に有効利用してもらうなど、資源のリサイクル、CO₂排出低減及び除草コストの縮減に努める。

6-3 河川巡視

(1) 平常時の河川巡視

ア 実施の基本的な考え方

平常時の河川巡視は河川維持管理の基本をなすものであり、定期的、計画的に河川を巡回し、その異常及び変化等を概括的に把握するために行う。

イ 実施の場所、回数、密度

河川巡視は、河道、河川管理施設の状況把握、河川区域等における不法行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集、河川の自然環境に関する情報収集、許可工作物の維持状況の確認を目的として、車上巡視を主とする。

なお、詳細な巡視項目は北海道開発局平常時河川巡視規程による。

夏期（4月～11月）：尻別川管理区間全川において週2回実施する。

冬期（12月～3月）：尻別川管理区間全川において週1回実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

尻別川は、河畔林が繁茂している箇所があるため、巡視にあたっては、見逃しによって河川管理上の支障が生じないように留意し、違法行為等を発見した場合は、速やかに対応する。

震度4の地震が発生した場合には、地震発生の当日または翌日（翌日が閉庁日の場合は次開庁日）の平常時巡視により、河川管理施設及び許可工作物の異常、変化等の把握を重点的に行う。なお、重大な被害が確認された場合は点検を実施する。

(ア) 河道、河川管理施設の状況把握

- ・ 河道状況把握

河積の減少をもたらす河床変動の状況、流下阻害となる樹木群等植生繁茂の状況、施設の機能・構造安定性に影響を及ぼす河床低下や河岸浸食、局所洗堀等の河道状況を把握する。

- ・ 河川管理施設の状況把握

堤防等の河川管理施設に生じた変状状況を把握して所要の安全性を確保しているか確認する。

(イ) 河川区域等における違法行為の発見

- ・ 流水の占用関係

工作物の適正な利用状況について、不法取水及び許可期間外の取水の有無、取水量等の状況を確認する。

- ・ 土地の占用関係

平常時より河川巡視や関係機関との連携を図り、不法占用や不法工作物の設置などの発生の防止に努める。

- ・ 産出物の採取に関する状況

盗掘、不法伐採、採取位置、土砂等の仮置き状況及び汚濁水排出等の有無を確認し、関係機関との連携を図り、盗掘等の不法行為の防止に努める。

- ・ 工作物の設置状況

河川管理上の支障が生じないか、また、不法工作物が設置されていないか確認する。

- ・ 土地の形状変更状況

不法盛土や掘削の防止に努める。

- ・ その他の行為
河川の損傷、ゴミ等の投棄、汚水の排出などの防止に努める。
- (ウ) 河川空間の利用に関する情報収集
 - ・ 危険行為等の発見
危険な利用行為の有無、不審物・不審者の有無を確認する。
 - ・ 河川区域内における係留の状況
河川区域内の係留の状況を確認する。
- (エ) 河川の自然環境に関する情報収集
 - ・ 自然環境の状況の把握
目視確認で河川の水質に関する状況、河川の水位に関する状況、季節的な自然環境の変化、自然保護上重要な生物の生息状況を把握する。

(2) 異常時の巡視

- ア 実施の基本的な考え方
事故、災害（異常出水による水災を除く）による河川の異常が発生した場合に、河川の状況等を把握するために巡視を行う。
- イ 実施の場所、回数、密度
事故、災害の規模や内容に応じ、詳細に状況を把握すべき区間を設定し実施する。
- ウ 実施にあたっての留意点
異常等を把握した場合は、速やかに対応策の検討を行う。なお、巡視にあたっては、巡視者の安全確保を優先した上で行う。なお、詳細な巡視項目は北海道開発局平常時河川巡視規程による。

(3) 目的別巡視

- ア 実施の基本的な考え方
河川特性や課題等を考慮し、場所、目的等を絞った主に徒歩による目的別巡視を実施し、適切な河川管理を行う。なお、詳細な巡視項目は北海道開発局平常時河川巡視規程による。
- イ 実施の場所、回数、密度
点検等の結果から経過観察が必要とされる箇所を取りまとめたモニタリング計画によるほか、詳細に状況等を把握する項目を定め、週1回の巡視を実施する。
- ウ 実施にあたっての留意点
異常等を把握した場合は、速やかに対応策の検討を行う。

(4) 出水時の河川巡視（出水時巡視）

ア 実施の基本的な考え方

出水時においては、状況が刻一刻と変化し、これに対応した適切な措置を講じる必要がある。河川巡視により、堤防、洪水流、河道内樹木、河川管理施設等、堤内地の浸水等の状況を概括的に把握するため、安全を確保した上で実施する。なお、詳細な巡視項目は北海道開発局出水時河川巡視規程による。

イ 実施の場所、回数、密度

氾濫注意水位を上回る出水時に実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

河川巡視により漏水や崩壊等の異常が発見された箇所においては、直ちに水防作業や緊急的な修繕等の適切な措置を講じる必要があるため、関係町村等との情報連絡を密にしておく。

6-4 点検

(1) 出水期前・台風期点検

ア 実施の基本的な考え方

毎年、出水期前（堤防のある区間は除草後）の適切な時期に、河川が有すべき河道の流下能力、堤防等の河川管理施設の安全性について、治水上の機能確保を目的に点検を実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

尻別川管理区間全川において、堤防、河川管理施設（堤防を除く）、河道の点検を実施する。点検については、目視による点検を基本とし、必要に応じて車両等の併用を行う。点検項目については、「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領（令和5年3月）」による。

ウ 実施にあたっての留意点

点検にあたっては十分安全に留意し、1名での単独点検は行わない。また、タブレット(RiMaDIS)等を携行し、変状の進行程度が判断できるように取りまとめるとともに、UAVやAIなどを活用した効率的な点検についても検討する。

(2) 出水中・出水後点検

ア 実施の基本的な考え方

氾濫注意水位を超える出水が発生した場合に点検を行う。なお、氾濫注意水位には達しないが、水防団待機水位以上の経過時間が48時間以上となった場合も点検を実施する。

出水中には、洪水流の流向、流速、水あたり等の洪水の状況を把握するために、必要に応じて実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

尻別川管理区間全川において、堤防、河川管理施設（堤防を除く）、河道の点検を実施する。点検については、目視による点検を基本とし、必要に応じて車両等の併用を行う。点検項目については、「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領（令和5年3月）」による。

ウ 実施に当たっての留意点

出水中は、必要に応じてマルチコプターやヘリコプターによる航空写真撮影等の手法も検討する。

出水後の河床の洗掘、堆積、河岸の侵食、樹木の倒伏状況、流木の発生状況、生物の生息環境等の状況、河川管理施設の状況等を把握するなど、河道計画、維持管理計画等の見直しのための重要データ蓄積に努める。

洪水の水位到達高さ（洪水痕跡）は、河道計画検討上の重要なデータとなるため、氾濫注意水位を超える等の顕著な規模の出水が生じ、堤防等に連続した痕跡が残存する際に実施する。

点検にあたっては十分安全に留意し、1名での単独点検は行わない。また、タブレット(RiMaDIS)等を携行し、変状の進行程度が判断できるように取りまとめるとともに、UAVやAIなどを活用した効率的な点検についても検討する。

(3) 地震後点検

ア 実施の基本的な考え方

点検の基準となる震度を観測した場合、地震発生後に河川管理施設及び許可工作物の点検を実施する。ただし、許可工作物の二次点検は、当該工作物の管理者が実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

震度5弱以上の地震が発生した場合、地震発生直後直ちに点検を実施する。また、震度4の地震が発生した場合には、以下のいずれかに該当する場合にも点検を実施する。なお、点検範囲は平常時の巡視の対象区域と同じとする。

- ・出水により水防団待機水位を超えて、氾濫注意水位に達する恐れのある場合
 - ・直前に発生した地震又は出水、もしくはその他の原因により既に河川管理施設又は許可工作物が被災しており、新たな被害の発生が懸念される場合
- ウ 実施にあたっての留意点

津波の影響が予測される区域においては、大津波警報、津波警報又は注意報が解除され安全が確認出来てから点検を実施する。また、点検にあたっては十分安全に留意し、1名での単独点検は行わない。その他、UAVやAIなどを活用した効率的な点検についても検討する。

(4) 機械設備及び電気通信設備を伴う河川管理施設の点検

ア 実施の基本的な考え方

河川構造物の土木施設部分が被災すると、これが原因となって本体周辺の堤防や河岸が被災し大きな被災に至ることがある。そのため、年間を通じた点検を実施し、土木施設の変状等の異常を発見した際には傾向管理を行い、速やかに補修・補強等の適切な処置に努める。

イ 実施の場所、回数、密度

機械設備関係（樋門(管)等）

年点検：年1回 ※開閉装置動作確認も同時に実施

月点検：月1回(3月～12月)

電気通信設備関係（光ファイバー・テレメータ・自家用電気工作物・システム関係（統一河川情報、樋門遠隔操作システム）、CCTV装置、多重無線関係等）

個別点検：年1回

総合点検：年1回（CCTV装置・多重無線関係、自家用電気工作物）

ただし、一部の設備については2回/年とする。

ウ 実施にあたっての留意点

樋門(管)等のゲートの設備点検にあたっては「河川用ゲート設備点検・整備標準要領(案)」「河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル(案)」、光情報施設等の電気設備等については「電気通信施設点検基準(案)」に基づき個別点検を実施する。また、出水期においては「出水期における河川管理施設及び許可工作物の点検の実施について」に基づき、出水期における災害の防止に万全を期するため点検を行う。

エ 施設一覧

別紙1（直轄河川：樋門(管)一覧表) 参照

別紙2（直轄河川：横引きゲート一覧表) 参照

(5) 許可工作物の点検

ア 実施の基本的な考え方

許可工作物にあっても、河川管理施設と同等の治水上の安全性を確保する必要があるため、施設管理者が出水期前等に点検を実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

- ・施設の状況：本体、取付護岸(根固め含む)、高水敷保護工、管理橋、水路、吐き口、手すり等
- ・作動状況：ゲート、ポンプ等
- ・施設周辺状況：工作物下流側の河床洗堀、堤防の空洞化等
- ・管理体制の状況（操作要領等に照らし合わせて）：操作人員の配置、出水時等の連絡体制等

ウ 実施にあたっての留意点

河川管理者は点検結果の報告を受け、施設の状態確認を行うとともに、必要に応じて施設管理者に立会いを求めて点検の結果を確認する等、適確な点検が成されるように努める。また、河川巡視により、許可工作物の状況を把握し、必要に応じて施設管理者に臨時の点検実施等を指導する。

エ 施設一覧

別紙3（直轄河川：許可工作物一覧表) 参照

(6) 水文観測施設の点検

ア 実施の基本的な考え方

水文観測は、総合的な河川計画の立案、河川工事の実施、河川の適正な維持、河川環境の整備及び保全、その他の河川管理に活かされるものであり、水文観測業務規程等に基づき、観測所、観測機器及び観測施設の維持管理を実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

定期点検はデータ欠測が生じないように実施するもので、施設・設備において特に機器類を外側からの目視により点検するものであり、月1回以上実施することを基本とする。

総合点検は測定部、記録部、機器類の故障及び観測データの精度向上が図られるよう保守及び校正を行うとともに、器械の老朽化や不調による欠測を

未然に防ぐため器械の点検を行うものであり、定期点検を実施した上で機器類の内部についても詳細な点検を、出水期前に年1回以上実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

点検により異常等が確認された場合は、必要な対策を検討する。

また、点検時には、観測に支障となる樹木等が無いが、周辺状況にも留意する。

(7) 河川利用施設の点検

ア 実施の基本的な考え方

河川は多くの人々に利用され、近年、親水施設の利用やボート、カヌーなどのレクリエーションとしての水面利用が増加していることから、利用者が安心して河川に接することが出来る川づくりに努める。

イ 実施の場所、回数、密度

ゴールデンウィーク前、夏休み前の年間2回「河川（水面を含む）における安全利用点検に関する実施要領」に基づき実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

NPO、河川協力団体、関係町村、内水面漁協等の協力を得る。

6-5 河川カルテ

ア 実施の基本的な考え方

河川維持管理の履歴は、河川維持管理データベースシステム（以下、「**RiMaDIS**」）を活用し、河川管理の基礎資料としてデータベース化を図り蓄積する。

河川カルテは、堤防、河道、施設の状態に加え、点検、補修対策等の河川維持管理における実施事項、河川改修等の河川工事、災害及びその対策等、河川管理の履歴として必要な事項を記載し、河川管理の基礎資料とする。

イ 実施の場所、回数、密度

河川巡視、点検により発見した変状等の重要情報、各点検結果により得られたデータを追加する。作成にあたっては、「河川カルテの作成要領」により実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

河川カルテは河川の維持管理状況を把握する基本情報のため、維持管理関連予算要求の資料や被災時の災害復旧に申請する基礎資料となることから、河川カルテに取得したデータは、**RiMaDIS**のその他データと合わせて活用

し、適切にデータの蓄積を行う。

6-6 河川の状態把握の分析、評価

ア 実施の基本的な考え方

適切な維持管理対策を検討するため、河川巡視、点検による河川の状態把握の結果を分析、評価するとともに、評価内容に応じて適宜、河川維持管理計画等に反映することに努める。なお、その考え方は以下の表に示す。

変状箇所ごとの評価区分		施設の総合的な評価区分		状態	変状確認	機能支障
a	異状なし	A	異状なし	<ul style="list-style-type: none"> 目視できる変状がない、または目視できる軽微な変状が確認されるが、堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていない健全な状態 	なし	なし
b	要監視段階	B	要監視段階	<ul style="list-style-type: none"> 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行する可能性のある変状が確認され、経過を監視する必要がある状態（軽微な補修を必要とする変状を含む） 	あり	なし
c	予防保全段階	C	予防保全段階	<ul style="list-style-type: none"> 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じていないが、進行性があり予防保全の観点から、対策を実施することが望ましい状態 詳細点検（調査を含む）によって、堤防等河川管理施設の機能低下状態を再評価する必要がある状態 	あり	なし
d	措置段階	D	措置段階	<ul style="list-style-type: none"> 堤防等河川管理施設の機能に支障が生じており、補修又は更新等の対策が必要な状態 詳細点検（調査を含む）によって機能に支障が生じている 	あり	あり

				と判断され、対策が必要な状態		
--	--	--	--	----------------	--	--

なお、予防保全段階においては点検評価表を基に補修の優先順位を設定し、短期的（3～5年程度）な補修計画を立案する。

イ 実施の場所、回数、密度

沉別川管理区間全川において、点検の結果から必要に応じて実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

河川や河川管理施設の状態把握を行い、分析、評価し、適切に維持管理対策を行うにあたっては、これまでの維持管理の中で積み重ねられてきた広範な経験や、河川に関する専門的な知識、場合によっては最新の研究成果等を踏まえ、対応を検討する。

7. 具体的な維持管理対策

(1) 天端補修

ア 実施の基本的な考え方

河川巡視、堤防点検及び水防活動に支障をきたさぬよう、堤防天端及び取付道路の補修（アスファルト修繕、不陸箇所を砂利のかき越し修正、天端敷砂利等）を実施するものである。

イ 実施の場所、回数、密度

沉別川管理区間全川において、河川の状態把握の点検結果により、不陸による段差が発生し、巡視車両の走行に支障をきたす場合、または天端不陸箇所に雨水が長期間溜まることによる、堤体への悪影響が懸念される場合等は、優先度を適正に評価し、予防保全段階（C評価）から対応策を検討する。要監視段階（B評価）と評価された箇所は、経過観察を実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

軽微な損傷箇所については、適宜、状態監視を継続して行う。

(2) 樹木伐開

ア 実施の基本的な考え方

現況河道の流下能力の維持、河川管理施設の保護（樹木の侵入等による損傷防止）、適切な河川監視及び管理（河川巡視の障害、CCTVの可視範囲の確保、流量観測精度の確保、不法投棄対策等）を目的に実施するものである。

イ 実施の場所、回数、密度

尻別川管理区間全川において、流下能力の維持が必要な箇所、河川管理施設の損傷防止のため必要な箇所、河川巡視上の障害・不法投棄多発箇所、支川合流部及び樋門(管)吐口水路における流水の阻害箇所等において、河川整備との整合を図りながら伐開計画を策定し、伐開に努める。

ウ 実施にあたっての留意点

樹木伐開の実施にあたっては、「河川における樹木管理の手引き」等を参考に、生物の生息・生育環境の保全に配慮するとともに、除根を基本とするなど再樹林化対策を講じる。なお、伐開木は、「木材バンク」を活用するなど、公募での樹木伐採やチップ化してバイオマス発電燃料等として有効利用を図る等、コスト縮減と省力化を図るとともに、CO₂排出量の削減に取り組みカーボンニュートラルへ寄与する。

(3) 法面補修

ア 実施の基本的な考え方

堤防機能の維持を目的に、法面補修を実施するものである。

イ 実施の場所、回数、密度

尻別川管理区間全川において、河川の状態把握の点検結果により、芝の被覆割合が極端に低下した法面、又は、植生異常により、降雨による法崩れや流水による洗掘等が懸念される場合等は、優先度を適正に評価し、予防保全段階(C評価)から対応策を検討する。要監視段階(B評価)と評価された箇所は、経過観察を実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

植生不良状況については、継続して状態監視を行うものとする。

(4) 護岸補修

ア 実施の基本的な考え方

護岸機能の維持を目的に、護岸の補修を実施するものである。

イ 実施の場所、回数、密度

尻別川管理区間全川において、河川の状態把握の点検結果により、空洞化が確認され護岸等の陥没、沈下が確認された場合、又は老朽化により護岸が所定の機能を維持できなくなるおそれがある場合等は、優先度を適正に評価し、予防保全段階(C評価)から対応策を検討する。要監視段階(B評価)と評価された箇所は、経過観察を実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

沈下等が確認された箇所については、継続して状態監視を行うものとする。

(5) 河川管理施設補修

ア 実施の基本的な考え方

樋門(管)、横引きゲート等の土木施設、機械設備・電気通信設備等の機能維持を目的に、補修を実施するものである。

イ 実施の場所、回数、密度

尻別川管理区間全川において、点検結果の評価が予防保全段階（C評価）から対応策を検討する。要監視段階（B評価）と評価された箇所は、経過観察を実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

「河川用ゲート設備 点検・整備・更新検討マニュアル（案）」に基づき社会への影響や設置条件等より評価し実施する。また、付帯設備についても所定の機能が維持されているか、状態監視を実施する。

(6) 障害物除去・塵芥処理

ア 実施の基本的な考え方

流下断面の阻害、河川管理施設への影響となる流木の除去及び良好な河川空間の維持を目的に実施するものである。

イ 実施の場所、回数、密度

尻別川管理区間全川において、点検結果から対応策を検討する。

ウ 実施にあたっての留意点

河川管理施設への影響が顕著な箇所については、速やかに対策を講じる。

(7) 堆積土砂掘削

ア 実施の基本的な考え方

排水能力及び流下能力の維持を目的に、排水阻害となっている樋門(管)や水路の堆積土砂や河道内堆積土砂の掘削除去を実施するものである。また、河口部については、必要に応じて実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

尻別川管理区間全川において、点検結果から、施設の正常な機能維持が困難と判断された場合に対応策を検討する。

同様に河道内に土砂が堆積し、流下能力の低下や局所洗掘の二極化が進行

し、堤防や護岸等の河川管理施設の維持に支障を与える場合に対応策を検討する。

ウ 実施にあたっての留意点

堆積傾向の箇所及び河口部については、状態監視を密に実施するものとする。また、「土砂バンク」を活用するなど、公募での土砂掘削を進めることにより、維持管理のコスト縮減と省力化を図る。

(8) 堤内排水の補修

ア 実施の基本的な考え方

適切な排水機能の確保を目的に、土砂堆積箇所の掘削を実施する。また、堤防法尻の保護を目的に、法崩れ対策等を実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

尻別川管理区間全川において、点検結果の評価が予防保全段階（C評価）から対応策を検討する。要監視段階（B評価）と評価された箇所は、経過観察を実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

吸出し箇所については、状態監視を実施する。

(9) 階段の補修

ア 実施の基本的な考え方

河川管理上及び河川利用者の安全管理を目的に、既設階段の拡幅及び劣化箇所の補修等を実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

尻別川管理区間全川において、点検結果の評価が予防保全段階（C評価）から対応策を検討する。要監視段階（B評価）と評価された箇所は、経過観察を実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

劣化箇所については、状態監視を実施する。

(10) 境界杭の設置

ア 実施の基本的な考え方

官民境界を明確にし、河川管理を適切に実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

尻別川管理区間全川において、点検結果から適正に実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

破損・亡失の場合は、その原因を調べた上で実施する。

(1 1) 防護柵の補修・設置

ア 実施の基本的な考え方

河川管理上の安全管理を目的に、既設水路等への転落防止対策を実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

尻別川管理区間全川において、点検結果の評価が予防保全段階（C評価）から対応策を検討する。要監視段階（B評価）と評価された箇所は、経過観察を実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

老朽化の状態については、状態監視を実施する。

(1 2) 標識等の補修・設置

ア 実施の基本的な考え方

河川名標識、啓発標識及び境界杭の維持を目的に、破損箇所は補修及び新たな標識の計画的な設置を実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

尻別川管理区間全川において、点検結果の評価が予防保全段階（C評価）から対応策を検討する。要監視段階（B評価）と評価された箇所は、経過観察を実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

河川名の由来（アイヌ語標記）を併記した標識設置及び分かりやすい量水標の設置を推進する。

老朽化の状態については、状態監視を実施するものとする。

(1 3) 防災対策施設の管理

ア 実施の基本的な考え方

防災対策施設については、震災時、洪水時に復旧活動等が行えるよう関係自治体と連携し適切に維持管理を実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

大曲資材庫（KP3.6+100、左岸）、名駒資材庫（KP14.0+117左岸）、蘭越水防拠点（KP21.8+15、左岸）

ウ 実施にあたっての留意点

水防資機材の保管状況を把握するとともに不足の資機材は補充に努める。
また、迅速かつ効率的な河川巡視、水防活動を実施するため、水防資機材運搬車両等の作業場所や方向転換場所（車両交換所）の状況を把握する。

(14) 河川管理施設の管理

ア 実施の基本的な考え方

河川管理施設については、操作に必要な機械器具等を常に良好に保つよう水門等水位観測員就業規則及び水門等点検整備要領に基づき、適切に実施する。

イ 実施の場所、回数、密度

樋門等の施設名称、町村等の委託先の一覧を添付する。

ウ 実施にあたっての留意点

施設の異常の有無の点検と機能の保持のための運転、整備、掃除、障害物の除去等、操作上の安全確保のための月点検、警戒体制時においてゲートの開閉操作機能及び安全確保のための運転、障害物の除去等を行う操作前点検を実施する。なお、水門等水位観測員による点検の結果、施設に異常が認められた場合又は緊急に修繕を要する場合、速やかに対策を講じるものとする。

(15) 許可工作物の補修

ア 実施の基本的な考え方

許可工作物については、施設管理者により、河川管理施設に準じた適切な維持管理がなされるようにし、許可にあたっては必要な許可条件を付与するとともに、設置後の状況によっては必要に応じて指導・監督等を行うものとする。

イ 実施の場所、回数、密度

許可工作物の点検は、施設管理者により実施されることが基本であるが、河川巡視等により許可工作物についても異常・損傷等の発見・把握に努め、指導・監督等を行う。

ウ 実施にあたっての留意点

許可工作物にあっても河川管理施設と同様に設置後長期間を経過した施設があるため、施設の老朽化の状況等に留意する。

8. 地域連携等

河川清掃活動や河川愛護モニター制度、河川協力団体制度等の活用により、住民参加型の河川管理に努める。尻別川では、河川清掃など様々な市民活動が行われており、今後も自発的な河川の維持、河川環境の保全等に関する社会貢献活動を支援するとともに、地域住民、市民団体、関係機関及び河川管理者が、各々の役割を認識し、連携・協働して、効果的かつきめ細かな河川管理を実現する。

(1) NPO・河川協力団体等との連携・協働

ア 実施の基本的な考え方

NPO・河川協力団体等と連携して、効果的・効率的な河川の維持管理を実施する。



尻別川クリーン作戦の実施状況

イ 実施内容

河川愛護月間（7月）、尻別川クリーン作戦等を通して河川美化活動を実施するとともに、ゴミの持ち帰りやマナー向上の取り組みを行う。

ウ 実施にあたっての留意点

地域の取り組みと連携した河川整備等を行い、住民参加型の河川管理の構築に努める。

(2) 町村等との連携・調整

ア 実施の基本的な考え方

町村等と連携して、効果的・効率的な河川の維持管理を実施する。

イ 実施内容

【尻別川減災対策協議会】

市町村と連携・協力して、大規模氾濫に対して減災のための目標を共有し、減災対策の取組を実施する。その一環として、重要水防箇所等において町村と連携し、共同点検を実施する。（水害リスクの高い箇所の共同点検）

【北海道一級河川環境保全連絡協議会 尻別川部会】

市町村と連携・協力して、尻別川並びにこれに接続する公共の用に供される水域及び水路の環境保全対策について、関係機関相互の連絡調整を図る。

【水質事故対策訓練】

町村等と連携・協力して、水質事故処理技術の向上並びに河川の清浄に関する啓発普及を目的として実施する。

ウ 実施にあたっての留意点

巡視や点検の結果、注意すべき箇所については、町村等との情報共有を密にする。



水防工法実技訓練



水害リスクの高い箇所の共同点検



水質事故対策訓練

9. 河川に係わる情報収集

河川の維持管理を適切に行うため、河川現況台帳、河川カルテを整備・保管する。また必要に応じてRiMaDISに各種情報を登録する。水文、水質、土砂の移動状況、土地利用などの河川管理に資する情報とともに、河川水辺の国勢調査等により河川環境に関する情報を適切にモニタリングする。

また、既存の無線システムや光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位、画像情報や堤防をはじめとする河川管理施設に関するデータなどの河川情報を収集する。

収集した河川情報については、平常時の河川の利用や洪水時の防災情報として活用するため、光ファイバー網や河川情報板及びインターネットなどの情報通信網等を用い、関係機関や地域住民に幅広く提供し、情報の共有に努めるほか、長期的な保存・蓄積や迅速な活用が図れるよう電子化等に努める。

10. 水防等の対策

(1) 河川情報の提供

既存の無線システムが光ファイバー網を活用し、雨量や河川の水位に加え、画像情報や堤防をはじめとする河川管理施設に関するデータなどの収集した河川情報は、平常時の河川の利用や洪水時の防災情報として活用するため、関係機関が地域住民に幅広く提供し、情報の共有に努める。

(2) 危機管理体制

洪水時・災害時等の水防活動や情報連絡を円滑に行うために、その主体となる自治体と関係機関、災害協定会社、河川管理者等からなる「尻別川減災対策協議会」を定期的で開催し、連絡体制の確認、水防訓練などの水防体制の充実を図るとともに、洪水予報・水防警報を関係機関に迅速かつ確実に情報連絡するために出水期前に情報伝達訓練を行い、地域住民、民間団体等と連携し災害時に迅速に防災活動が行えるよう努める。また、内水被害を軽減するため、関係機関と連携し、排水ポンプ車等、可能な範囲で支援を行う。

事務所内タイムラインにより、所内の各自が「いつ」「何を実施する」のかを日頃から確認しておき、洪水時にチェックリストとしての実運用を図る。また、洪水後に振り返りの検証を行い、事務所内タイムラインを見直し、必要に応じて改善を図る。また、「洪水時における危険箇所」として設定された地点では、危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラにより状況を把握すると共に、避難行動を促す重要な情報を提供する。

さらに人員・資機材不足等により災害対応に遅れが生じる場合も想定し、事務所管内に限らず事務所管外からの応援要請の訓練等を行うことにより、迅速な対応ができるように体制の充実を図る。

水質事故時の対応や情報連絡を円滑に行うために、その主体となる自治体と関係機関、河川管理者からなる「北海道一級河川環境保全連絡協議会 尻別川部会」等を定期的で開催し、連絡体制の強化、水質事故訓練など迅速な対応ができる体制の充実に努める。

渇水時の水利用や水利調整を円滑に行うために、関係機関、関係河川使用者及び河川管理者からなる小樽開発建設部渇水対策本部を必要に応じて設置し、渇水時に迅速な対応ができる体制の充実に努める。その他、人口減少や建設業をはじめとした担い手不足を背景として、今後も適切な河川維持管理を行うために、河川管理施設の遠隔操作化や無動力化（フラップゲート等）の整備を進めるとともに、樋門モニタリングシステムを活用し省力化を図る。また、突発的な事故などで観測員が操作できない場合に備えた体制を確保する。



北海道一級河川環境保全連絡協議会 尻別川部会 水害リスクの高い箇所の高点検



災害対策用機械操作訓練実施状況

(3) 樋門、樋管の操作

樋門、樋管の操作は、降水量、水位等を確実に把握し、操作規則又は操作要領に基づき適切に操作する。

操作は、水門等水位観測員（以下「観測員」という。）が行うことを基本とし、適切に操作するよう技術指導を行うとともに樋門モニタリングシステムの活用

推進と連絡体制の充実化に務める。

突発的な事故などで観測員が操作できない場合に備えた体制を確保する。

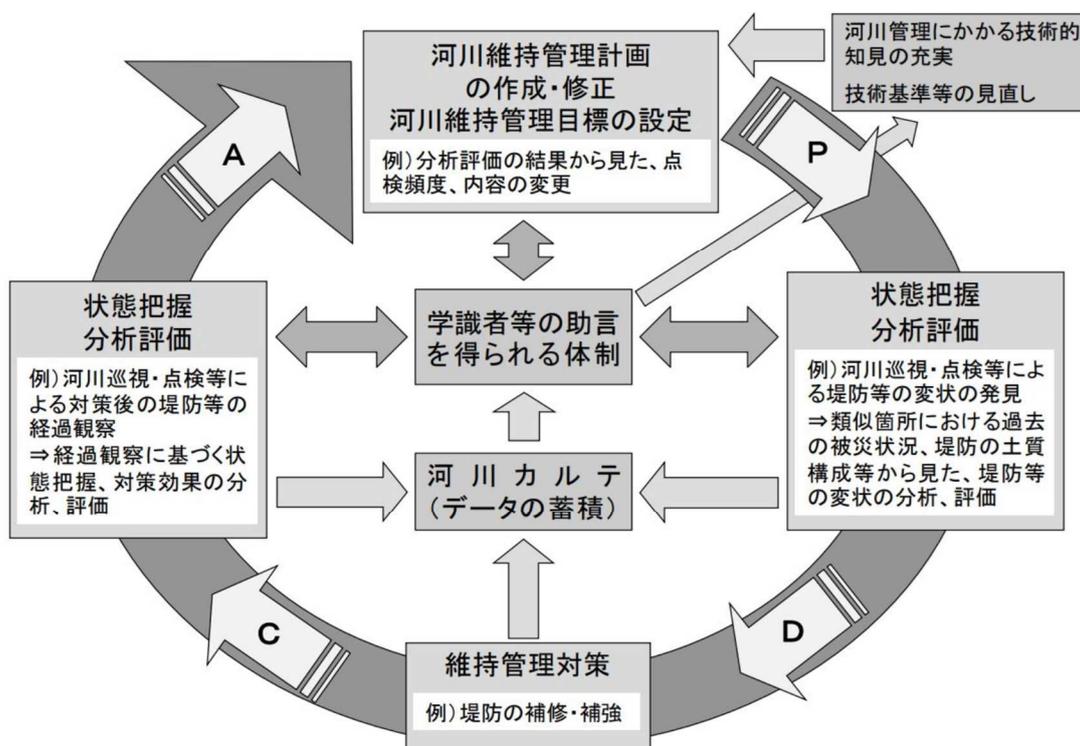
また、水文等水位観測員を対象に水門等水位観測員会議を年1回開催し、技術指導及び情報・意見交換を行い、洪水時における迅速及び的確な操作が行えるよう操作技術及び河川に関する知識の向上を図る。

1.1. 効率化・改善に向けた取り組み

(1) サイクル型維持管理

洪水等による災害の発生防止または軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全が図られるよう、総合的な視点に立った維持管理を行う。また、地域住民、関係機関と連携・協働した維持管理の体制を構築する。

河川維持管理に当たっては、河川巡視、点検による状況把握、維持管理対策を長期間にわたり繰り返し、その結果を RiMaDIS 等に記録するとともに、それらの一連の作業の中で得られた知見を分析・評価して、河川維持管理計画あるいは実施内容に反映していくという P D C A サイクル体系の構築に努める。



サイクル型維持管理体制のイメージ

(2) 施設の老朽化に備えた長寿命化計画

尻別川には、国が管理する施設として樋門・樋管、横引ゲート等、河川管理施設が 41 箇所設置されている。その多くは、昭和 50 年以前に築造されたもの（設置後 40 年以上経過）が半数以上を占め、今後、老朽化の進行等により施設更新や補修時期が集中することが考えられる。そのため、施設の重要度や不具合の状況に応じた効率的、効果的な維持管理を行う必要がある。

樋門ゲート等の機械設備や電気設備の機能保全とともに、コンクリート構造物の老朽化や出水、地震等によるコンクリートのクラックや構造物周辺の土質の空洞化の進行による漏水等の補修対策を行う必要がある。

一方、近年の水害の多発により確実な安全の確保が求められているため、厳しい財政状況の中ではあるものの、河川構造物については、中長期の展望をもって、今後の維持管理にあたりとともに、長寿命化等を促進し、確実な安全性を確保しつつ更新需要の平準化、コストの抑制を図る。

(3) 河川管理の高度化・効率化

今後の人口減少や河川管理の担い手不足へ対応するため、AI 技術を活用した施設の状態把握や ICT 技術を活用した堤防除草の自動化など、効率的な河川の維持管理に努める。



ICT を活用した堤防除草の生産性向上
(SMART-Grass)



AI 技術による樋門等構造物の変状確認・評価
(AI/Eye RIVER)

(4) カーボンニュートラルの取組

カーボンニュートラルの観点から、CO₂削減に資する各種取組を検討する。

別紙1 (直轄河川：樋門（管）一覽表)

別紙1-1 樋門(管)一覧表

事務(業)所名	河川名	左右岸別	距離標	管理区分	樋門(管)名	断面形状 横×縦×延長~連	完成 年度
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	0.3	直轄区間	磯谷樋門	1.2×1.2×17.0~1	H6
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	0.3	直轄区間	港樋門	2.5×1.2×14.0~1	S50
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	0.9	直轄区間	松村樋門	1.2×1.2×14.2~1	S50
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	1.2	直轄区間	沖津樋門	1.5×1.5×19.2~1	S48
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	1.9	直轄区間	工藤樋門	1.5×1.5×21.3~1	S48
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	左岸	1.4	直轄区間	鷺の沢樋門	1.2×1.5×20.0~1	H7
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	左岸	2.2	直轄区間	大曲樋門	2.0×2.0×20.0~2	H20
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	2.8	直轄区間	吉崎樋門	3.9×2.0×28.0~2	H12
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	4.5	直轄区間	初田・中島樋門	1.2×1.5×20.0~1	H8
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	4.9	直轄区間	山崎樋門	1.5×1.5×32.0~2	H5
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	6.1	直轄区間	志根津樋門	1.2×1.5×28.0~1	H3
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	左岸	5.3	直轄区間	中井樋門	2.0×2.0×29.0~2	S62
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	左岸	7.3	直轄区間	人別樋門	1.5×2.0×30.0~1	H17
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	6.3	直轄区間	福岡樋門	2.0×2.5×31.0~1	H9
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	7.5	直轄区間	若杉樋管	φ0.90×22.9~1	S47
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	左岸	7.9	直轄区間	田村樋門	3.0×2.5×32.0~2	H5
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	左岸	8.4	直轄区間	守田樋門	1.5×1.5×29.0~1	S47
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	左岸	9.8	直轄区間	小川樋門	1.5×1.5×38.2~1	S47
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	9.1	直轄区間	沼の沢1号樋門	1.5×2.0×33.0~1	S54
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	9.6	直轄区間	沼の沢2号樋門	1.5×2.0×27.0~1	S54
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	左岸	10.5	直轄区間	三浦樋門	1.5×2.0×37.0~2	H16
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	左岸	11.4	直轄区間	田中樋門	2.0×2.0×37.0~1	H15

別紙1-2 樋門(管)一覧表

事務(業)所名	河川名	左右岸別	距離標	管理区分	樋門(管)名	断面形状 横×縦×延長～連	完成 年度
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	左岸	12.6	直轄区間	西岡樋門	2.0×1.5×44.38～1	H10
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	11.5	直轄区間	原田樋門	1.8×2.0×37.0～2	H2
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	12.2	直轄区間	三和・中島樋管	φ0.90×37.0～1	S53
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	13.3	直轄区間	土井樋門	1.2×1.2×28.0～1	S53
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	13.4	直轄区間	坂本樋門	2.0×2.0×32.0～1	S53
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	左岸	17.1	直轄区間	岩間樋門	1.5×2.0×48.0～1	S63
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	左岸	18.6	直轄区間	淀川樋門	2.0×2.5×37.0～2	H1
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	左岸	20.0	直轄区間	小林樋門	1.5×1.5×35.4～1	S55
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	左岸	20.7	直轄区間	三重野川樋門	2.0×2.0×28.5～1	S55
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	左岸	21.4	直轄区間	狭間樋門	1.5×1.5×25.0～1	S54
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	18.8	直轄区間	栄浜1号樋門	1.2×1.2×30.0～1	S56
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	19.5	直轄区間	栄浜2号樋門	1.5×2.0×33.0～2	S56
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	21.0	直轄区間	豊国樋門	1.5×1.5×31.0～1	S52
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	左岸	22.2	直轄区間	旧蘭越1号樋門	2.5×2.5×22.0～2	S54
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	左岸	22.9	直轄区間	旧蘭越2号樋管	φ0.90×18.0～1	S53

別紙2 (直轄河川：横引ゲート一覧表)

別紙2-1 横引ゲート一覧表

事務（業）所名	河川名	左右岸別	距離標	管理区分	樋門（管）名	断面形状 径間×扉高	完成 年度
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	0.45	直轄区間	横引第1ゲート	1.5×0.8	S53
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	0.3	直轄区間	横引第2ゲート	3.0×0.8	H13
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	0.9	直轄区間	横引第3ゲート	1.5×0.8	S53
俱知安開発事務所 蘭越分庁舎	尻別川	右岸	1.2	直轄区間	横引第4ゲート	3.0×0.8	H22

別紙3 (直轄河川：許可工作物一覽表)

別紙 3-1 許可工作物一覽表

河川名	種別	許可工作物名	設置箇所	許可番号	管理者
尻別川	取水	丸山揚水機	磯谷郡蘭越町港町 289-1 番地先	小建管第 1103 号	蘭越土地改良区
尻別川	取水	港揚水機	磯谷郡蘭越町港町 956-1 番地先	小建管第 1104 号	蘭越土地改良区
尻別川	取水	桶野揚水機	磯谷郡蘭越町港町 382-1	北開局建行第 250 号	蘭越土地改良区
尻別川	取水	第 1 桶野揚水機	磯谷郡蘭越町港町 376-1	北開局建行第 250 号	蘭越土地改良区
尻別川	取水	第 2 桶野揚水機	磯谷郡蘭越町港町 347-1	北開局建行第 250 号	蘭越土地改良区
尻別川	取水	初田第 2 揚水機	磯谷郡蘭越町初田 29-6 番地先	小建管第 1105 号	蘭越土地改良区
尻別川	取水	初田第 1 揚水機	磯谷郡蘭越町初田 168-7 番地先	小建管第 1106 号	蘭越土地改良区
尻別川	取水	共栄第 2 揚水機	磯谷郡蘭越町名駒町 17-1 番地先	小建管第 1107 号	蘭越土地改良区
尻別川	取水	共栄第 1 揚水機	磯谷郡蘭越町名駒町 41-5 番地先	小建管第 1108 号	蘭越土地改良区
尻別川	取水	岩間揚水機	磯谷郡蘭越町字淀川 62-1 番地先	小建管第 1109 号	蘭越土地改良区
尻別川	取水	黒川揚水機	磯谷郡蘭越町字淀川 155 番地先	小建公管第 56 号	蘭越土地改良区
尻別川	取水	作田揚水機	磯谷郡蘭越町字大谷 29-6 番地先	小建管第 1110 号	蘭越土地改良区
尻別川	取水	栄浜揚水機	磯谷郡蘭越町字大谷 22-10 番地先	小建管第 1111 号	蘭越土地改良区
尻別川	取水	豊国橋揚水機	磯谷郡蘭越町字豊国 5-2 番地先	小建管第 1112 号	蘭越土地改良区
尻別川	取水	大谷第 1 揚水機	磯谷郡蘭越町蘭越町 222-30 番地先	小建管第 1113 号	蘭越土地改良区
尻別川	取水	蘭越下揚水機	磯谷郡蘭越町蘭越町 368 番地先	小建公管第 58 号	蘭越土地改良区
小南部川	橋梁	小南部橋	磯谷郡蘭越町字豊国 44 地先から 62-3	小建俱開 00622	蘭越町長
尻別川	橋梁	長瀬橋	磯谷郡蘭越町字共栄 19 番地から初 田 70-53 番	小建俱開 00618	蘭越町長
尻別川	橋梁	豊国橋	磯谷郡蘭越町字豊国 60-1 地先から 271-18 地先	小建俱開 00656	北海道知事
尻別川	橋梁	磯谷橋	磯谷郡蘭越町港町	小建俱開 00624	小樽開発建設部長
尻別川	橋梁	初田橋	磯谷郡蘭越町字初田 13-3~25-2	小建俱開 01479	蘭越町長
尻別川	橋梁	宝橋	磯谷郡蘭越町字名駒町 182-1~字 三和 74-1	小建俱開 01480	蘭越町長
尻別川	橋梁	御成橋	磯谷郡蘭越町字御成 69-1~共栄 203-10	小建俱開 00617	蘭越町長
尻別川	橋梁	栄橋	磯谷郡蘭越町字栄 70-1 から字大谷 94-1	小建俱開 00679	蘭越町長